一般社団法人日本フォレンジック看護学会 設立経緯

多くの生命が共生するこの地球上において、人間の歴史は試行錯誤を繰り返しつつも人権を尊重し、平和を願う方向を希求しています。1996年に、世界保健機関が初めて出した「暴力が健康に及ぼす影響についての声明」はその流れの一つとなりました。地域や国家間の紛争、テロ、災害、女性や子ども等への暴力、犯罪、人身取引、自傷・自死等は、社会問題であり健康問題でもあります。

日本国内では、2000年以降、「児童虐待の防止等に関する法律」等に関連する法律が制定され、行政レベルでの対策が開始されています。前後して、各専門領域のなかで、子どもや女性、高齢者への暴力被害の問題について、看護の実践・調査研究等が報告も増えました。今後ますます暴力被害と健康については、共通する視点や学術的知識体系は必要とされ、包括的な取り組むが必要とされます。

海外では、1992年に国際フォレンジック看護協会(IAFN)が設立され、暴力の根絶、実態の把握と予防、多様な被害者支援、専門職者の教育および実践活動支援を行っています。特に性暴力被害者への支援活動として、被害者に対する面談、アセスメント、証拠採取、適切なケア等、多職種と連携する「性暴力被害者支援看護師(SANE)」の活動は北米を中心に広がり、現在、IAFNの活動は高い社会的評価を得ています。

日本では、2000年に「NPO法人女性の安全と健康のための支援教育センター」、2014年に「女性と子どものライフケア研究所」がSANE養成講座を開始し、数多くの修了生が輩出されています。人の生涯に寄り添う看護師として、国際的なフォレンジック看護の知見および日本での実践を土台にし、学問領域として発展が必要とされます。

そこで、学術的に専門性を培う場として発展させるため、 2014年に「日本フォレンジック看護学会」を設立し、2019年10月には一般社団法人として新しく出発しました。SANE を本学会では「性暴力対応看護師」とし、同年、「日本版性暴力対応看護師(Sexual Assault Nurse Examiner-Japan, SANE-J)」の認定事業を開始しました。

学会の目的・理念

本学会は、フォレンジック看護の臨床的および学術的発展を促進し、その知識の普及活動等各種事業を行い、これをもって会員の学術的向上および暴力と虐待の防止とケア、人々の生涯にわたる健康と福祉の向上に寄与することを目的としています。



フォレンジック看護とは

フォレンジック看護とは、暴力や虐待の被害者と加害者への特別な(看護)ケアを言い、Forensic Nursingの対象は、親密なパートナーからの暴力:DV(IPV)、高齢者虐待、児童虐待、性暴力、人身取引、検死・死体解剖、司法精神看護、刑務所(受刑者・矯正教育)、救命救急、メンタルヘルス、災害、公衆衛生です。

さらに、Forensic Nursing が身につけるべき教育およびその内容は、心理的・身体的・社会的トラウマのケア、法の知識を備えた証拠収集、裁判所での医療証言、法的機関のコンサルテーション、反暴力への取り組み、これらの事柄に関する知識と技術です。

入会のご案内

<会員の資格と種類>

会員の資格については、本学会ホームページで 定款「第2章 会員」をご参照下さい。

年会費:正会員 8,000円

 賛助会員
 10,000円(個人)

 替助会員
 30,000円(団体)

<会員の特典>

- 1. 毎年の事業活動報告をお届けします。
- 2. 本学会の研修会には、会員の割引があります。
- 3. フォレンジック看護に関し会員相互の情報交換に参加できます。

<入会手続>

- 1. 本学会のホームページからご登録ください。
- 2. 理事会の承認後にご入会となります。
- 3. 事務局から入会承認メールが届いたら下記口座に すみやかに年会費をお納め下さい (入会金不要)。

※納入いただいた会費はお返しできません。

※「受領証」は必ずお手元に保管してください。

年会費振込専用□座

銀 行 名:ゆうちょ銀行

口座記号番号:00130-4-392904

ロ 座 名 称:一般社団法人日本フォレンジック看護学会

ご寄付のお願い

本学会は、皆様の会費で運営しております。 設立趣旨と目的にご理解とご賛同をいただき、本学会 の活動をご支援くださるようお願い申し上げます。 詳しくはホームページをご覧ください。

> http://jafn.jp/ ※携帯からもご利用できます。



主な活動・事業

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌等の発行
- (3) 研究活動の推進
- (4) 実践コンサルテーション
- (5) 教育·研修事業: SANE-J 認定事業開始
- (6) 人権擁護と暴力根絶のための積極的な予防啓発活動
- (7) フォレンジック看護実践基準の提供
- (8) フォレンジック看護実践の倫理綱領の提供
- (9) 会員相互並びに国内外の関連機関との交流
- (10) その他、 この法人の目的達成に必要な事業

書籍

O フォレンジック看護 性暴力被害者支援の基本から 実践まで

医歯薬出版株式会社 2016年

編集:加納尚美、李節子、家吉望み

執筆:日本フォレンジック看護学会

○ フォレンジック看護ハンドブック

法と医療の領域で協働する看護実践

福村出版 2020年

編著/ローズ・E・コンスタンティノ、パトリ シア・A・クレイン、スーザン・E・ヤング

監訳/柳井 圭子



組織に関する規則(定款より抜粋)

第1章

(法人の名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本フォレンジック看 護学会と称し、英文名は、Japan Association of Forensic Nursing (略称 JAFN) とする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する看護及び医療・保健・心理・福祉・教育・司法・行政に携わる者、 その他暴力被害者等の支援活動や研究に従事している個人をいう。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体をいう。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費納入の義務)

- 第9条 会員は、総会が別に定める会費(社員にあっては 法人法第27条の経費をいう。)を納入しなければ ならない。
 - 2 前項の規定により納入された会費は、理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第26条 この法人の理事の員数は、10名以上15名以 内とする。

(理事の資格)

第27条 この法人の理事は、この法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第28条 この法人の監事の員数は、2名以内とする。 (理事及び監事の選任の方法)

第29条 この法人の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(代表理事及び理事長の選任と職務)

第30条 この法人に理事長1名、副理事長1名を置き、理事会の決議において理事の中から選定する。

ー般社団法人 日本フォレンジック 看護学会のご案内

~暴力と虐待の防止とケア~



フォレンジック看護師は、暴力や虐待の被害者と加害者へ 法科学(Forensic Science)のエビデンスに基づい た特別なケアを提供します。

一般社団法人日本フォレンジック看護学会事務局

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学保健医療学部 看護学科内



TEL: 029-840-2281 (直通・火曜) ★お問合せは Mail: mail@iafn.jp

URL: http://iafn.ip/